

〒

[Blank box for address]

[Blank box for name]

様

**※注意**

①この申告書は必ず納税通知書が送達される日までに提出してください。

②課税方式の選択の対象となるのは、住民税があらかじめ源泉徴収されているものに限りです。

③課税方式の選択については、1年ごとの申告になり、翌年以降に引き継がれるものではありませんので、ご注意ください。

**平成 31年度 市・府民税 申告書 (上場株式等の住民税課税方式の選択)**



受付印

(宛先) 枚方市長  
提出年月日

年 月 日

職員処理欄

[Blank box for staff processing]

お問合せ  
番号

[Grid for inquiry number]

マイナンバー

[Grid for My Number]

住所

フリガナ

氏名



生年月日 明 大 昭 平 年 月 日

電話番号

(代理人)



**必読：郵送の際の添付資料について**

・マイナンバーカード等身分証明書の写し  
※窓口へ提出の際は原本をご提示ください。

・確定申告書の控えに加え、年間取引報告書等詳細のわかるものの写し（税務署に提出済み場合は手元になければ省略可）なお、今後確定申告をする予定の場合も、年間取引報告書等詳細がわかるものの写しを添付してください。  
※窓口へ提出の際も必要となります。

以上を添付していただき、下記の確定申告の申告内容・住民税の申告内容に記載してください。

なお、上場株式等に係る譲渡損失の金額が変わる場合には、裏面の上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除用の申告書も記載し、提出してください。  
書き方等に関しましては、「上場株式等の住民税課税方式の選択の記載方法について」をご参照ください。

以下が確定申告の内容です。

確定申告			所得金額	所得税の源泉徴収税額	住民税の配当割額または株式等譲渡所得割額
	上場株式の配当所得等	総合課税			
		分離課税			
上場株式等の譲渡所得等					

以下を住民税の申告内容とします。  
(申告しない場合は該当の所得金額欄に0を記載してください。)



住民税申告			所得金額	所得税の源泉徴収税額	住民税の配当割額または株式等譲渡所得割額
	上場株式の配当所得等	総合課税			
		分離課税			
上場株式等の譲渡所得等					

以下が確定申告の内容です。

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引く 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引くこと できなかった上場株式等に係る 譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成 年分)	①	② 譲渡所得から	本年の3年前分の譲渡損失の 金額を翌年以降に繰り越すこと はできません。
		③ (分離) 配当所得から	
本年の2年前分 (平成 年分)	④	⑤ 譲渡所得から	(④ - ⑤ - ⑥)
		⑥ (分離) 配当所得から	⑦
本年の前年分 (平成 年分)	⑧	⑨ 譲渡所得から	(⑧ - ⑨ - ⑩)
		⑩ (分離) 配当所得から	⑪
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の 金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額		⑫	
本年分で分離課税配当所得等の 金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額		⑬	
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			⑭



以下を住民税の申告内容とします。

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引く 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引くこと できなかった上場株式等に係る 譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成 年分)	①	② 譲渡所得から	本年の3年前分の譲渡損失の 金額を翌年以降に繰り越すこと は できません。
		③ (分離) 配当所得から	
本年の2年前分 (平成 年分)	④	⑤ 譲渡所得から	(④ - ⑤ - ⑥)
		⑥ (分離) 配当所得から	⑦
本年の前年分 (平成 年分)	⑧	⑨ 譲渡所得から	(⑧ - ⑨ - ⑩)
		⑩ (分離) 配当所得から	⑪
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の 金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額		⑫	
本年分で分離課税配当所得等の 金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額		⑬	
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			⑭